

令和4年度 大規模災害時の増尾地域内自治会と行政との意見交換会

日時：令和5年2月4日（土） 午後1時30分～午後5時00分

場所：増尾近隣センター 会議室A

出席者：（町自治会等）

増尾町会 伊藤町会長 / 加賀町会 中井町会長、竹林環境防犯防災部長

松野台自治会 金原自治会長、塚本防災本部長 / 第一住宅増尾団地自治会 伊藤自主防災組織会長

名戸ヶ谷町会 木村町会長 / 南ヶ丘自治会 中島自治副会長 / 木戸前町会 國分町会長（急用で欠席）

東武なかはら団地自治会 内藤自治会長 / 増尾東映自治会 浅賀防犯防災担当

増尾日立自治会 久保田自治副会長、高橋防犯防災担当 / 新柏二丁目第一自治会 瀬尾自治会長、佐藤防災会長

新柏二丁目第二自治会 樋口自治会長 / 新柏三丁目自治会 関川自治副会長

サンパセオ新柏管理組合 遠藤理事長、番井自主防災副会長 / サンパセオ新柏アネックス管理組合 山下互助会事務局

（柏市）

危機管理部防災安全課 平川、増田 / 市民活動支援課 江幡、高橋 / 保健福祉部福祉総務課 鎌田、石塚

増尾近隣センター 高田センター長、中村

（増尾地域ふるさと協議会）

青柳会長、志水防犯防災部長、間宮防犯防災副部長

（ふるさと協議会 志水）

去年の7月9日に避難所運営委員会と行政との情報交換会を行い、どういった情報のやり取りをするかについて打ち合わせをしております。基本的には、避難所運営委員会の場合は柏市の災害対策本部とのやり取りがメインになりますが、町自治会になりますと地区災害対策本部との情報のやり取りがメインになってきます。地区災害対策本部は近隣センターに設置されますので、今回は、高田センター長にも情報の確認をお願いしたいと思います。



（ふるさと協議会 青柳）

最近、地震についての報道も増えてまいりましたが、防災関係につきましても、私たちが当事者となりますので、現場の人間としては、万が一起きた場合に備えた体制を作っておくことが欠かせません。災害というのは、訓練をしておかなければ即座の対応が難しいものですが、町自治会の災害に備えた体制作りのためにもよろしく願っています。

（近隣センター 高田）

今日の意見交換会では、大規模災害が発生した時の実際の動きをイメージしていただきながら、町会自治会の皆さまと行政側との連携について、行政が作成したマニュアルと町会自治会や地区災害対策本部の認識に齟齬が生じていないかを確認したいと思っております。皆様が目ごり疑問に思っていることや不安に感じていること、見直しを要望したいことなどがございましたらお聞きしたいと思っております。この場でお寄せいただいたご意見が、必ずしも市の方針や企画に反映されるわけではありませんが、大規模災害に対する取り組み状況につきましては、この増尾地域は非常に進んでいるところであります。柏市からは、防災安全課とK-Netを担当している福祉総務課の職員も出席しておりますので、ぜひとも、地域の皆さまの声を届けていただければと思っております。

（ふるさと協議会 志水）

大規模災害が起きた時には「自助」「共助」「公助」が防災の基本だと言われております。「自助」は自らの命は自分で守るということで、日ごろから知識を深めてローリングストックで食料を備蓄したり、家具に転倒防止の装置を付けたり、食料備蓄も三日間でなく七日間にしようとか、避難経路を確認しようとかしていると思っております。「共助」になると、自分たちの地域は自分たちで守るということになります。当然、自助の範囲を超えて、皆で助け合えないといけないときに、自治会、自主防災組織、もう少し広げて言うと避難所の運営委員会などに住民が参加して、組織を作って皆で支えていこうということになります。共助の基本は自治会や自主防災会になるのですが、そこが機能しないと、その上の組織も機能していかなくなるということになりますので、自治会や自主防災会が行政とどんなやりとりをしなければいけないのかを確認しておくことが必要になります。

「公助」では国や県が市民を災害から守るということになりますが、発災直後というのは、公助をなかなか受けにくい状況があります。熊本の地震でも行政に頼りすぎる体制にしていたため、自分たちが苦勞したともいわれています。こういうことも踏まえて、柏市でも住民が自主的に活動できる体制作りを推進しようということ、避難所運営委員会や自主防災会が独自に動けるような体制づくりをしていくことになっています。とはいっても、物資の供給ということになると最終的には公助に頼らざるを得ない。そういう時、住民から必要な情報を上げないと行政のほうから手を差し伸べることはできませんので、情報連絡の方法が重要になります。柏市では、このように分厚い二冊の地域防災計画を作っているのですが、これが柏市の防災に対する施策のベースになっています。

二番目は、地区災害対策本部との連携。防災計画の中で、柏市は20のエリアに分けており、それぞれに近隣センターがあつて、近隣センターが地区災害対策本部になります。この地区災害対策本部は ①区域の被害状況や避難状況の調査及び把握 ②市災害対策本部へ被害状況や避難状況等を報告 ③市民等からの要請を市災害対策本部へ連絡 ④市災害対策本部からの指示や情報を市民へ伝達 ⑤自主防災組織等との連絡調整及び連携活動 を主な業務としております。

また、自主防災組織結成の手引きの中で、自主防災組織に対して市が希望していることと対応について記載されています。その中に区域の被害状況や避難状況の調査及び把握という項目がありますが、それらの状況について報告する場合、具体的な報告事項が明文化されている統一見解というものは今まで出ていないと思います。今回の資料では、報告事項として、負傷者情報、火災発生、家屋状況、電柱倒壊、ガス漏れ発生、水道管破裂、エレベーター内閉じ込め、道路陥没、塀倒壊、死者数などを想定してみたのですが、市としては具体的報告事項について、どのように考えているのかについてもご意見をいただきたいと思っています。自治会の中で、こういう方法で情報をとることになっているというところがありますか。

- (町自治会) 増尾町会では町会内に対策本部を設けるのですが、防災会の役員に対するマニュアルの中で、必要な連絡事項を表にして記載しています。現状で、どこまで皆さんが理解されているかについては疑問が残りますが、防災の役員会や訓練を通じて浸透させていこうと考えています。
- (町自治会) 松野台自治会では災害時には自主防災会が中心となって動くということになっていますが、現段階でマニュアル的なものはまだありません。これからの課題の一つだと思っております。
- (ふるさと協議会 志水) ふる協には18の町自治会がありますので温度差はあるかと思いますが、今回は、なるべく情報を共有化することを目指した意見交換会ですので、積極的な自治会の意見を参考にさせていただければと思っております。それでは、防災安全課や地区対策本部から、町自治会と行政との情報のやり取りについてどのように考えているかをお聞きして、質疑応答に入っていきたいと思っています。

1.大規模災害発生時の町自治会と行政等の情報伝達内容及び手段についての確認

●防災安全課配布資料…<https://www.masuofurusato.com/bouhan/bunsoyo/230204-1.pdf>

(防災安全課 増田)

柏市の市長が変わって体制の強化を図ろうということで、今年、新たに危機管理部ができております。現在、1～2年かけて市内部のシステムを共通のものに変更したり、市の中の無線の見直しなどをおこなっているところで、現状で新たな体制について具体的にご報告できることはないので、志水部長が例示されている被害状況の調査項目などについて、柏市災害対策本部の立場からお話しさせていただきます。



まず、火災や死傷者などの人命にかかわる部分については、法律上、消防局又は消防団が関わるということになっています。連絡がつかない場合は、本部と消防局はつながっていますので、災害本部に連絡いただいても結構ですが、死傷者及び火災については基本的に消防局に直接連絡をお願いします。ガス漏れとエレベーターについては、大規模災害時には消防隊は出てしまっていると思いますので、まずは地区災害対策本部から柏市災害対策本部に連絡をいただければ、柏市から電力会社などインフラの会社と連絡を取って対応いたします。電柱の倒壊で道路が封鎖されているような場合や道路の陥没、水道管破裂などについては、柏市の土木部が対応することになりますので、地区災害対策本部の被害調査班にご連絡いただければ、柏市災害対策本部で災害の種類に応じて該当部が対応することになります。負傷者に関しましては、地区災害対策本部に保健師などはいるのですが、重傷者の場合は救急車を要請していただくしかないと考えています。

- (ふるさと協議会 志水) 災害時には、避難所からは所轄部局や柏市の災害対策本部に連絡することになっていますが、町自治会との対応については、まずは地区災害対策本部で情報を一元化しうえて、地区災害対策本部から市の災害対策本部に連絡することになり、町自治会から柏市災害対策本部に直接連絡することはしないことになっていると思うのですが、いかがでしょうか。

(防災安全課 平川)

柏市と避難所や地域の皆さんとの情報の連絡系統についてご説明させていただきます。情報の流れについては、避難所の避難所運営委員会から上げていただく情報と、町自治会の防災会などからの情報という2種類がございます。柏市の災害対策本部につめている職員につきましては、本部長は市長、副本部長は副市長、その他に教育長や水道事業管理者その他に部局長がつめています。関係機関ということでインフラ関連、警察や自衛隊、社会福祉協議会など関係機関の方も災害対策本部につめております。基本的には、各部局全てがつめておりますので、最終的にこちらに連絡が来れば、関係する機関のほうに割り振って対応することになっています。

まず、避難所の連絡系統についてお話しさせていただきます。避難所運営委員会が避難所を運営するうえで、避難者数や必要物資を報告する際には、まず基本的に避難所を管理することになっている所管部局、学校で言えば学校教育部、県立の高校で言えば生涯学習部などで情報を取りまとめたうえで、市長が本部長となっている柏市の災害対策本部に上げられ、対応を考えていくということになります。ただし、避難所を開設する際に倒壊の危険性があるというような緊急案件の場合には、直接、柏市の災害対策本部にご連絡いただければ、指示を出させていただきます。

次に、**町会自治会、もしくは個人で得た地域の具体的な被災状況の報告につきましては、全て、地区災害対策本部にあげていただければと思います。**地区災害対策本部でとりまとめた情報は、物資であれば経済産業部、道路の被害であれば土木部などそれぞれの担当部局がありますので、地区災害対策本部からそれぞれの担当部局に情報をあげていただけます。またさらに、担当部局で情報をとりまとめて、柏市の本庁舎3階にある柏市災害対策本部にあげられて、通報事案に対する職員への対応を考えていくということになります。

緊急情報などがあるかと思いますが、災害時にはコールセンターが立ち上がります。こちらには総務部職員が20名程度つめておりますので、緊急案件や個人で確認したいことなどがございましたら、コールセンターにご連絡いただければと思います。コールセンターからは、市の対応が必要なものについては、全て災害対策本部に上げて対応するという流れになります。

(町自治会) 被害状況の確認については、市として市民からの報告を待つという受け身の体制だけでなく、連絡がないところを集中的に確認できるようなシステムなど、もっと積極的な市民の安全確認の方法を検討いただけないのでしょうか。

(防災安全課 増田) 情報を取りに行く姿勢が大切だとは認識しております。数は少ないのですが、本部には被害調査の担当者も置くことになっており、担当職員が地域を回って本部に報告を上げるという体制もとっております。また、K-Netの登録者など配慮が必要な方に対しては、こちらから見回りに行くということにもなっております。

(近隣センター 高田) 近隣センターの大規模災害への対応についてご説明しますと、市内で震度5弱の地震が起こった場合に、近隣センター職員の2分の1が、自分の安全を確保しながら参集しなければいけないことになっています。その他に地区災害対策本部の避難所運営担当職員である4名については、全員が参集することになっています。震度5強以上になりますと、全員の職員が鍵を持って参集することになっており、建物について倒壊の危険がないかの見回りを行ったうえで、地区災害対策本部を開設することになっています。また、センター職員及び地区災害対策本部職員については、近隣センターに参集する途中で、危険な個所がないかなど、地区の被害状況を調査しながら来ることになっています。

(町自治会) 参集する方たちは歩いて来られるのですか。

(近隣センター 高田) 基本的に車は禁止されておりまして、徒歩、自転車、バイクが認められていると思います。私は徒歩で15分程度のところに住んでおりますので、自宅にいれば、比較的早くかけつけて来れると思います。

(町自治会) 参集訓練は恐らくおやりになっていると思うのですが、どのくらいの時間で皆さんお集まりになったのですか。

(近隣センター 高田) 私は15分ですが、地震が起こったと想定した時間からですと、自宅を出るまでに30分かかりました。私以外の職員については、実は、今年についてはこれから参集訓練を実施することになっていまして、時間についてはこれから確認することになります。

(町自治会) いずれにしても、発災直後というのは本部はできていないということですね。それと、柏市にコールセンターができるということですが、電話はつながるのでしょうか。

(防災安全課 増田) 20回線用意することになっているのですが、災害時にはうまってしまうと思われます。

(町自治会) 地震が起こりますと、NTTなんか規制が入ってしまいます。実際につながる量というのは1割もないので、我々は災害時に電話は使えないと見ているのですが、そんな状況で市のコールセンターに電話する行為というのがどこまで有効なのかという疑問があります。

(防災安全課 増田) 3.11のような大災害時には10%程度しか使えなかったということを考慮すると、電話は発信側と受信側の両方が使えないとだめですので、コールセンターも使えないということが危惧されます。その場合は、災害用の無線を用意している地区災害対策本部にご連絡いただくことになると思います。また、近隣センターに参集する地区災害対策本部職員には近隣に住んでいる職員を充てていますので、15分から20分程度では参集可能かと思われます。

(町自治会) 話を二つに分けてさせて進めさせていただきたいのですが、一つは町自治会から地区対策本部に被害状況の報告をする流れについて、議論していただきたい。二番目は、その情報を上げる際に電話の使用は不可能でしょうから、ツールとして何を使うのかを教えてください。

災害時に我々が助けてもらうための情報については、火災は消防署、負傷者も119番、ガス漏れはガス会社、電気は電気会社ということになるかと思いますが、そのように個別に連絡するだけで良いのか。それとも市としては地域の被災状況をトータルに把握したいので、救助についての報告についても別途地区対策本部に連絡したほうが良いのかをお聞きしたい。それによって、我々が緊急時に連絡するための心構えが違ってくると思います。

(防災安全課 増田) 確かに情報を一括して対応できれば楽なのですが、火災と人命の救助という差し迫った事態については、直接、消防局に連絡していただく体制になっており、消防局もできるだけ多くの現場に向かうために普段とは異なる体制を組むことになっています。ただし、**災害時には消防局に連絡が通じにくいという事態も考えられますので、その場合には地区対策本部に連絡をいただき、地区対策本部から柏市の災害対策本部に連絡するという形になるか**と思います。

(ふるさと協議会 志水) 今回は被害状況の調査項目について、資料で例を示してみましたが、まずはそれらの項目について、町自治会が対応する時の具体的な報告の流れを示していただけないでしょうか。

(防災安全課 増田)

まず、ア) 負傷者情報については緊急の場合は家内・家外を関係なく消防局119番通報していただくことになります。また、緊急性の低い怪我については地区対策本部に情報提供いただくようになります。イ) 火災については消防局に連絡してください。ウ) の家屋状況については地区対策本部の職員の被害調査班に上げていただきます。エ) の電柱倒壊については、電柱によって管理する会社が違うため判断が難しいと思いますので、地区対策本部で対応させていただきます。オ) のガス漏れ発生ですが、これも難しく、これもガス会社になるかと思うのですが、普段ガス漏れがあった場合には消防が行って、消防が原因をつきとめて、インフラ会社と調整するのですが、災害時には柏市の災害対策本部にインフラであるガス会社がつめていますので、地区対策本部にあげていただければ結構です。

カ) の水道管破裂についても、地区対策本部に上げてください。キ) エレベーター閉じ込めなのですが、これも難しく、本部に上げていただくと対応は消防の救助隊になると思うのですが、命がかかっていないと優先度が低くなると思いますので、エレベーターの会社にご連絡いただかないと思います。ク) の道路陥没とケ) の屏倒壊に関しては土木部がありますので、地区対策本部に上げていただければ、柏市の対策本部で対応いたします。コ) の死者数に関しましても地区対策本部に情報をあげていただければ、保健福祉部での対応となります。

基本的に、柏市で優先的に対応しなければならないのは道路の開通かと思しますので、家屋の倒壊で道路が封鎖されている、電柱が倒れていて通れない、道路が陥没しているなどの情報を優先して対策本部にいただければ、初動が動きやすくなります。道路が開通しないと、他市や国からの応援も得にくくなりますので、よろしくお願いたします。

(町自治会)

震度5強以上になると、基本的に京葉ガスは止まりますし、通信会社もパニックになって止まるはずですが。災害対策本部を立ち上げる時には社会インフラが止まっているという想定で、まずは担当者が近隣センターに来て無線を使って連絡をしますので何時間以内に連絡をくださいというように、地区災害対策本部における緊急時の基本的な役割と情報の流れについて、時系列で示していただいたほうがありがたい。



(防災安全課 増田)

震度5強以上になりますと、避難所も開設することになりますが、被害の状況にかかわらず、地区災害対策本部を開設するために、近隣センターの17名の職員が24時間、いつでも参集することになっています。避難所を開設する避難所運営担当、K-Netを含めた救護支援を担当する救護福祉担当、物資給水を担当する職員などが参集します。

(町自治会)

災害対策本部の立ち上げについては、各役割が機能するまでにどのくらいの時間が必要なのかを想定しておく必要があるように思います。担当がいなくて報告しても対応してもらえませんが、報告する手段についても協議が必要になるのではないのでしょうか。

(町自治会)

地震が発生して電話などでの連絡が取れない場合、ふるさと協議会で用意しているトランシーバーが有効になると思いますが、ふるさと協議会として、トランシーバーで連絡を取り合うという体制ができていますでしょうか。

(ふるさと協議会 志水)

そのような体制はありません。基本的にふるさと協議会という組織としては、災害時には何の対応もしません。

(町自治会)

震度5強以上でここに地区災害対策本部が立ち上がるということはお伺いしましたが、緊急的に自分たちが助けてほしいときには消防署などに直接連絡することですので、地区災害対策本部で収集したい情報というのは、大きな意味での災害対策を立てるために役立てるという目的だと理解でよろしいでしょうか。災害が起こって、まずは自分の身を守るために対応しなければならないときに、そのような緊急性の低い情報を上げる余裕はないでしょうかから、地区災害対策本部への報告は最後でいいというような判断にならざるを得ないと思います。

(町自治会)

我々が119番に連絡した場合、その情報は地区災害対策本部などで共有されるのでしょうか。

(防災安全課 増田)

消防の本部が西部消防署にできますので、柏市の火災情報などは災害対策本部と共有します。

(町自治会)

新柏二丁目第一自治会の者です。皆さんも読まれていると思いますが、災害時の基本的なことは柏市地域防災計画に書いてあることです。それよりも、地区災害対策本部として具体的にどういう情報が必要なのかを何らかの形で我々に示してもらわないと、それぞれの自治会が様々な種類の情報をバラバラに報告するようになると、地区災害対策本部が混乱してしまう、まとめようがなくなってしまうように思います。

(近隣センター 高田)

地域の皆さまや地区災害対策本部の職員が持ち寄った情報を上げるための決められた様式がありまして、その様式に情報を落とし込んで報告をすることになっており、皆様から電話やトランシーバーで報告していただいた情報を私共が書式に合うように書き込んでいくことになっています。

(町自治会)

我々は何を報告したらよいか分かりませんので、まずは報告をすべき情報を箇条書きにして自治会に配布しておくべきではないでしょうか。

(町自治会)

サンパセオ新柏なのですが、11月に防災訓練を行ったときに、光が丘消防署の協力のもと、K-Net登録者の安否確認訓練も行ったのですが、消防署の方は「慌てっていると、消防署が速やかに行動を起こすために必要な情報を伝えられなくなりますので、まずは落ち着いて、我々が知りたい情報を伝えてください」とおっしゃっていました。市としても、的確な行動を起こすために必要な情報の優先度を決めているのでしょうかから、近隣センターでも聞いた情報をすべて書き込むというようなことを行わずに、必要な情報の種類を我々に伝えていたほうが良いのではないのでしょうか。

(近隣センター 高田)	地区災害対策本部としても、市としてどんな情報が必要なのかについて、あらかじめ具体的に知らされているほうが効率が良いと思います。
(防災安全課 増田)	その点はぜひ考慮させていただきたいと思います。
(町自治会)	情報の報告についても、災害時にネットがつながりにくくなる懸念はあるとは思いますが、紙だけでなくメールなどで情報を送ることもできますので、そのような手段もご検討いただきたい。
(ふるさと協議会 志水)	地域対策本部で知りたい被害情報の項目についてまとめているものがあるかという、今のところはないわけですから、市でそのようなものを作って各町自治会に提示しますよということでもいいでしょうか。
(町自治会)	災害が起こったときに各町自治会から市に報告してもらいたい情報の項目については、報告用の書式と共に、発災から6時間以内や24時間以内というような提出のタイミングについてホームページで告知いただき、町自治会がダウンロードするようにすれば良いのではないのでしょうか。
(防災安全課 増田)	災害時にここに集まる市の職員である被害調査担当が市に報告するための書式はあることはあるのですが、報告する項目を具体的に書いていませんので、いただいた意見を反映させて、市として欲しい情報を選んで報告できるような書式と共に、トランシパーやメールなど、紙以外の情報伝達手段についても検討させていただきます。
(ふるさと協議会 志水)	被害状況に関する調査項目及び時系列ごとに必要な情報を書き込めるような様式を作るということはよろしいですね。二番目は避難状況についての情報。在宅避難、ふるさと会館など指定外の避難所の扱いをどうするのか。避難者の数を把握する目的は支援物資をどういう形で届けるのかというのがメインになると思いますが、在宅避難者数を地区対策本部に報告すれば避難所に報告されるのか、それとも避難所に直接報告するのか。 基本的に必要な支援物資が支給されてくる場所は指定避難所になりますが、増尾町会や加賀町会のように指定避難所が複数になっている町自治会の場合、避難所ごとに必要な物資の数を把握できるのか。また、町自治会で在宅避難者やふるさと会館へ避難している住民の数の把握が可能なのか。現状では、各町自治体から指定避難所に在宅避難者などの数を連絡して、避難所運営委員会が実際に避難している人数と在宅避難の人数をまとめて市に報告して、必要な物資を持ってきてもらうことになっていますが、そういう避難情報は地区災害対策本部でも必要としているものなのではないでしょうか。
(町自治会)	サンパセオ新柏では、幸いにも新耐震の建物ですので震度5強でも倒れないので、基本的には在宅避難を勧めています。避難所の利用は戸建ての方を優先して、どうしても利用したい希望者だけが避難所を利用することにしています。在宅避難であっても必要な物資があった場合は、管理組合でまとめてその情報を地区災害対策本部に報告すれば避難所に支援物資を届けるので、取りに行ってくださいという回答でしたが、これは正しいのでしょうか。
(防災安全課 増田)	地区災害対策本部がある近隣センターも避難所ですが、支援物資が必要な人数などについては、地区災害対策本部ではなく、各町自治会で指定されている避難所に情報を上げてください。
(ふるさと協議会 志水)	各避難所に来ている人数については、避難所運営委員会が随時地区災害対策本部に報告することになっていますが、在宅避難者等の数を把握できるのは町自治会だけです。その在宅避難者の数は、地区災害対策本部と町自治会の指定避難所の両方に連絡するということでしょうか。
(防災安全課 増田)	物資や食料は指定避難所に運ばれますので、避難所で在宅避難者の数を把握しておきたいと思います。国では、3.11の震災の反省から熊本地震の際にも実施された方法として、人数を聞いた後に物資の量を決めるのではなく、プッシュ型といって、最初に大量の物資を送り込むことにしています。柏市の物資管理システムも国のシステムと連動しており、発災直後は国から大量の物資が送り込まれますので、初期は人数を把握していなくても何とかなんとと思われる。 その後在宅避難などの情報が集まってきますので、避難所ごとに避難者と在宅避難のだいたいの数が把握できるようになります。それが物資を送る情報となりますが、二重計上を防ぐためにも物資を取りに行く避難所にだけに情報をあげていただければと思います。増尾地域としてどこの避難所に何人いるのかを把握したい場合には、地区災害対策本部である程度把握してもいいかと思いますが、初動の段階では無理かなと思うのと、混乱を防ぐためにも、指定されている避難所だけに伝えていただければと思います。

【会議でのプッシュ型支援についての発言につき、後日、柏市から以下の訂正がございました】

プッシュ型についてですが、誤った情報をお伝えしてしまったので以下の点踏まえて修正いただければ幸いです。
 国からの物資はプッシュ型となっており、それを各避難所にどう配布するかというのは市の課題としております。
 しかしながら市から各避難所への物資配布はプッシュ型ではなく、今までのとおり避難所からの要望数を受けて配布いたします。市から避難所へのプッシュ型も検討しているというのは誤りです。申し訳ありません。
 そのため今までのとおりのやり方で対応いただければと思いますが、仮に被害が大きく避難者数をあげることができない避難所もあると想定し、避難者数があがってこなかった場合でも、予想でお送りすることになると考えております。

●プッシュ型支援とは…https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/push_saigai.pdf

- (ふるさと協議会 志水) 私は柏南の避難所運営委員会の委員長でもあるのですが、プッシュ型になったということはいつ決まったのでしょうか。そういう情報は一切流れてきていません。あくまでも避難所運営委員会で考えているのは、避難者数に応じて物資が供給されてくるということであり、プッシュ型として避難所に何人来るという想定の下であらかじめ支援物資を送り込んできますよということになると、体制が大きく変わってきます。増尾ではいくつもの避難所運営委員会が動いていますが、何も報告をしなくても支援物資がどんどん運ばれてくるという前提で動くことになるのでしょうか。
- (防災安全課 増田) 国ではすでにプッシュ型で支援を行うことは決まっており、柏市としてどう対応するかということを検討している段階です。柏市としての対応方法が決まり次第、各地域の皆さんにプッシュ型への変更を伝えることになります。
- (ふるさと協議会 志水) そうなると避難所運営委員会も避難者数の把握というのはあまり重要視しなくともいいということになりますね。
- (防災安全課 増田) 食料と水以外の部分に関しては物資は限られていますので、避難者数という情報はいただきたいと思います。
- (ふるさと協議会 志水) 今までは、物資の支給を受けるためには避難者数の情報を出さないと基本的に物資が来ないという事でしたので、避難所運営委員会としては避難者数の報告が一番重要だったのですが、優先順位が低くなるということですね。
- (町自治会) プッシュ型に変更になったということで、物資の数とかは避難所の人数にあった量を送ってくるのでしょうか。
- (防災安全課 増田) そのあたりが難しいのですが、収容人数によると思います。
- (町自治会) 町自治会では在宅避難者数を把握して、避難所に在宅避難者用の支援物資をもらいに行くのですが、プッシュ型になって避難者数に関係なく送ってくる場合、在宅避難者も含めた量の物資が送られてくるのでしょうか。
- (防災安全課 増田) 初動では、足りるであろう量を送るしかないと思います。
- (ふるさと協議会 志水) その点については、避難所運営委員会でも議論されていません。これまでは、町自治会が在宅避難者も含めて必要な量を申告し、申告に基づいて用意された支援物資を町自治会が取りに来るということになっていたのですが、申告がないままに在宅避難者数を想定して配ってしまい、実際に避難所に避難している方の物資が足りなくなるというのも困りますので、避難所運営委員会の判断はむずかしくなりそうですね。
- (町自治会) 送ってくる物資は、避難所に避難している数とか在宅避難者の数とかと関係なく一定の量を送ることになるのでしょうか。それとも、ある程度考慮した量が送られてくるのでしょうか。
- (防災安全課 増田) それについては、柏市でも検討中です。国から物資が大量に送られてくるとなると、柏市としても体育館などにいったん集めて配ることになるのですが、どれだけの量を分配するかについてはまだはっきりしたことは申し上げられない状況です。
- (町自治会) 避難所への避難物資の配布方法についてはなるべく速やかにお知らせいただくようお願いします。避難所運営委員会としては、物資がプッシュ型で送られてきた場合は、避難所への避難者を優先して、残りを在宅避難者用に分けて、足りなくなれば、その都度、対策本部に要請をすることになると思います。避難所でも、混乱を避けるために避難者用の物資と在宅避難者用の物資は分けて保管するように考えていますので、配布方法の検討はよろしく願います。
- (ふるさと協議会 志水) 次は、連絡手段についての検討に移ります。増尾ふるさと協議会には全部で18町自治会があり、2~3は入れていないところがあるのですが、全部で40台近くのトランシーバーが入っています。今は、青柳会長が中心となって各町自治会との無線機の通信テストを行っています。買った自治会に関しては、この無線機を使って、災害時には情報のやりとりが出来る想定していると思います。町自治会では会長や自主防災会の会長がトランシーバーを持っており、送信先はふるさと協議会の会長になっています。しかし、**災害が起きた時には、ふるさと協議会の会長は地区災害対策本部には来ませんので、地区災害対策本部のセンター長と話をした上で、センターの職員が受信発信の担当になってくれるという了承を得ています。近隣センターにはトランシーバーを配置しており、電波が届くようにアンテナを常設していますので、それを使って職員が対応するというようになります。**
- (町自治会) それは、24時間、電源もオンで周波数の設定もされているという意味ですか。
- (ふるさと協議会 志水) **使用周波数は、基本的に全部決めており、チャンネル11です。**
- (町自治会) こちらから発信すると、必ずどなたかが出る体制にするということですか。
- (ふるさと協議会 志水) いつ地区災害対策本部が立ち上がるかという問題はあるのですが、想定では、発災後1時間となっていますので、それ以降であれば無線を受けてもらえるようになります。地区災害対策本部と各町自治会とのやりとりは無線機でやりましょうということになっており、無線機をふるさと協議会の中で使うという前提で補助金が出たのですが、市の防災計画の中には無線機の使用についてはどこにも記載されていません。防災安全課としての見解はいかがでしょうか。
- (防災安全課 増田) ふるさと協議会のすべての町自治会が持っているということではないようですので、防災計画に落とし込むことはできないのですが、各地域でそのような手段を整備されることはありがたいことですので、進めていただいて結構です。
- (ふるさと協議会 志水) 課題として、ふるさと協議会の18町自治会のうち、3町会くらいが無線機は入れていないと思いますので、そこの情報のやりとりをどうするかという検討が残っています。
- (町自治会) 持っていないというのは、どういうことなのでしょうか。

(ふるさと協議会 志水) 無線機を導入した時は、基本的に各町自治会の判断で補助金を利用して購入するというようになっており、ふるさと協議会で配ったわけではありませんので、購入を希望しなかったところはそのままになっていきますし、無線機導入時にふるさと協議会に入った町自治会は当然持っています。そのような町自治会と地区災害本部との連絡は、自転車などを使って行うということになると思いますが、近くで持っている町自治会があれば無線機を借りて連絡するというだけでも、使用するチャンネルは共通です。問題ありません。

(近隣センター 高田) ふるさと協議会では年2回、トランシーバーのテストがあるかと思いますが、次回以降、近隣センターも町会長との無線のやり取りに参加させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2. 要配慮者支援

●福祉総務課配布資料…<https://www.masuofurusato.com/bouhan/bunso/230204-2.pdf>

(ふるさと協議会 志水) 次に、要配慮者支援ということになります。資料には、柏市防災計画震災編第3章の応急対策計画をベースにして、要配慮者支援でどういふことを行うのかを書いてみました。K-Netを利用して柏市の保健福祉部がどういふ形で動いてくれるのかについて、皆さんよくわかっているでしょうか。実は、私自身は町会長をやっているわけではないので、よくわかっていません。各町自治会によっても、災害が起こったときにK-Netの仕組みを利用してどのような対応が求められているのかについて、理解度に差があるようにも思いますので、勉強を兼ねて、ここで議論していきたいと思っています。ここに民生委員の協力というのがあるのですが、民生委員はそういうことを理解しているのでしょうか。民生委員の支部長はいかがでしょうか。

(町自治会) K-Netの要支援者を募集するについては、まず最初に民生委員が声掛けをして集めます。その後、K-Netの運用は町自治会が担当するという形になっています。最初は、何かあったら民生委員が要支援者宅を訪問する形だったのですが、今では、町自治会に体制作りをしてもらって訪問してもらうことになっています。民生委員が要支援者に対して直接支援するという形ではなくはありますが、要支援者とのかわりを持っているという状況です。

(ふるさと協議会 志水) そのような経緯できているようですので、とりあえず保健福祉部のほうから説明をお願いします。

(福祉総務課 石塚) 皆さん防災福祉K-Netって何だろうと思っているかと思っておりますので、その概要をご説明させていただきます。一番目に防災福祉K-Netの概要、二番目に実際に地域の方が実施する安否確認、三番目に柏市防災福祉K-Netについてよくいただいている質問と回答、その三つについてレジュメでご紹介させていただきます。

まず、防災福祉K-Netの概要。K-Netというのは柏市でしか通じない言葉であり、柏ネットワークの略称となっています。日頃、自宅で生活されて災害時に一人での避難が困難な方について、地域の方の協力によって可能な範囲で安否確認や避難支援を行う共助の制度です。資料の図で、ステップ1、ステップ2、ステップ3となっていますが、まず避難行動要支援者の方が登録申請をします。その際に、地域への情報提供に関する同意をいただきます。



どのような同意かという、プライバシーに関するようなこととなります。自分の個人情報を地域の方に提供してもよろしいか、という同意を得た方に関して、柏市では名簿を作って、地図に落とし込んで、町会や自治会に提供しています。提供を受けた自治会にお願いしているのは、支援体制の構築、避難行動要支援者と支援者の組み合わせをしていただいて、発災後の72時間以内の安否確認をお願いしています。これでもできる範囲ということになります。まずは自分の安全を絶対に確保していただかないといけません。柏市では平成18年度にK-Netが立ち上がりました。平成20年度には、高齢者や障がい者、乳幼児や日本語が不自由な外国人の方とかの希望される方に手を挙げていただく方式で、全市展開が始まります。

柏市では震度5強以上が初めて観測されたのが東日本大震災の時で、この時にK-Netが初めて運用されます。当時、登録者は5216人いたのですが、町会の方や民生委員の協力によって4787人の安否確認がされたという記録が残っています。24年度に町会等を対象にK-Netの研修会を開始いたしました。令和2年度以降は、コロナになって見送らせていただいております。平成25年8月に、国が災害対策基本法の一部改正を行いまして、市に避難行動要支援者の名簿の作成を義務付けました。対象者の要件とかは、各自治体で定めるということになっておりました。

柏市の場合、平成27年度に避難行動要支援者の要件対象者として10項目の範囲を定めて、従来からあったK-Netの制度を活用して避難行動要支援者の名簿の作成を進めました。28年度1月既存登録者に法改正等をお知らせすると共に、新たに要件該当者になった方にはご案内を差し上げて、先ほどのステップ1のところにあるように同意書を出していただいて、同意をしていただいた方は町会に対して情報を提供する形になっています。

資料の6ページに書いているのが、K-Net登録に対する同意(不同意)書になります。K-Netに名簿を登録させていただいている皆様からは、その同意書をいただいております。同意しますに印をつけていただいた方からは、自分の状況や緊急時の連絡希望先や自分にできないことなどを書いていただき、署名していただいて提出いただいております。ここで同意しますとしていただいた方には、町会に対して名簿を提供いたしております。ここで、同意しませんという印をつけて、個人情報を周りの人に知られたくないという方の場合は、皆様に名簿の提供はしてございません。

名簿を提供させていただいている方は、皆さん同意をいただいている方で、震度5強以上の時に安否確認をしていたかどうか、避難訓練などの活動についても情報共有することが認められております。令和4年3月末で、6446名の方から同意書をいただいております、同意をいただいた方のうち、希望者には柏市救急医療情報キットをお配りしております。お近くの近隣センターの窓口とか福祉総務課に来ていただいて、K-Netに登録しているということをおっしゃればキットをお渡ししております。

キットが何かをステップ1で説明しておりますが、赤十字千葉県支部柏地区のご協力で作っていただいたもので、災害で倒れたりして本人が意思を伝えられない場合に備えて、中に入っている紙に緊急連絡先などの情報を書いていただき、冷蔵庫の中にキットを保管していただくようにしております。これは消防と情報共有されており、玄関の内側に小さなシールを貼っておいていただくと、冷蔵庫の中にあるキットを探して、救急の搬送先などを決める際に使うようなものです。シールを外側に貼って悪い人に見られてしまうと変なことに利用されてしまう危険がございますので、必ず玄関の内側に貼るようにお願いしています。また、冷蔵庫にはマグネットのステッカーを貼ってもらい、中に情報が入っていることをわかるようにしております。

次にステップ2は、町会に提供している名簿と地図及び町会にお渡しする際に書いていただいている同意書です。名簿の取り扱い上の留意点ということで、利用は町会で避難行動要支援者を支援する目的に限定しております。管理として盗難や紛失のないように町会内に保管していただく。複写は必要があれば構わないのですが適切な管理をお願いしています。秘密の保持ということで、みだりに目的以外に第三者に漏らすことがないようにお願いします。名簿は紙で出している関係で1年間で更新をかけていますので、新しいものをお渡しする際に古いものは返却していただいています。また、自治会町などの交代があった際には、引継ぎをお願いしています。

ステップ3の支援体制の構築についてですが、柏市から避難行動要支援者の名簿と地図をお渡ししたあと、どのような支援体制で取り組むかについては、町自治会の事情や環境に応じて一番やりやすい方法をご検討いただくことでお願いさせていただいています。

K-Netの基本として、震度5強以上の地震が起こったときに、72時間以内の安否確認をお願いしています。安否確認については、前提として、ご自身と家族の身の安全を最優先してください。地域の方が協力できる範囲でお願いしたいこととして、安否確認は班単位や隣近所など町自治会でやりやすい方法で行っていただきたいと思います。避難支援は、無理をせずに行える範囲でのお願いであり、ご無理な時は消防などの防災機関に協力をお願いしてください。

安否確認をいつやるのかについてですが、大地震の発災時に市からの要請はありません。強い揺れを感じたら、ラジオやテレビなどで震度を確認して、安否確認のご協力をお願いします。増尾地区での安否確認の報告につきましては、増尾近隣センターにご報告をお願いします。その際に、K-Net災害時の報告フロー図に一例として記載させていただいています。**震度5以上の地震が起こったときに、決まっている支援者が要支援者の方に「大丈夫ですか」という安否の確認を行い、その状況をふるさと会館や集会所など町自治会の災害時拠点に報告していただき、とりまとめた情報を増尾近隣センターにある地区災害対策本部に報告していただけます。いただいた報告は、まとめて柏市災害対策本部に報告されて、安否情報を集約して公的救助につなげるという形になっています。**

次のページをご覧ください。こちらが、いろんなパターンがある支援体制構築の例になります。町自治会の役員が担うところや自主防災組織が担うところなど様々であり、民生委員に名簿は提供していますが、支援する組織としては町会や自治会をお願いしています。次は、要支援者の隣近所の知人などの個人が支援するケース。あとは、支援者を特定しないというパターンも若干ございます。また、K-Netへ登録しているかどうかにかかわらず、全員の安否確認を行うので支援者を特定する必要はないというケースや、発災時に誰が来れるかわからないので、対応する者を決めずに、避難拠点に集まった役員などが対応するというケースもあります。割合としては、役員が担うのが6割、個人支援者を決めているのが3割、支援者を特定しないのが1割程度になります。

役員が担う場合、組織的対応で支援者の役割を依頼しやすいという一方で、役員の交代ごとに支援体制の更新が必要になってしまうという側面がございます。個人支援者の場合、顔見知りや改めて個人情報伝える必要がない半面、組織的対応が取りにくいとか、支援者候補の方に個別説明が必要になるという面がございます。支援者を特定しない場合、全戸の安否確認をしやすいように、共通の安否確認用のカードなどを事前に配っておき、震度5強以上の地震があった際には目印としてドアの外に貼るよう決めていて、それが出れば安否確認はOKだということにしているところもございます。

資料のそれ以降のページは、研修会や説明会などでいただいた質問の内容です。皆様からよくいただく質問といたしましては、要支援者の個人情報をどこまで開示してよいかかわからないということがございますが、支援体制を構築するにあたっては、担当の安否確認をする方がどこに住んでいるのか、なぜ支援が必要なのかなど、支援に必要な範囲の情報を支援者と共有いただくようお願いしています。

あとよくあるのは、うちの町会に入っていない人に対してもやるのかというのがあるのですが、町会に入っている方を優先してかまいません。私共のお願いとしましては、ご自分や家族の安全を第一に考えていただき、それでも余裕がある場合は、町会未加入の人に対しても安否の確認を行っていただきたいと思います。要支援者の中には一見元気そうな方もおられますが、見た目では判断できない障害をお持ちの方もおられますので、ご協力をお願いいたします。

支援者が思うように集まらない場合ですが、しょうがないといえしょうがないのですが、負担を減らす取り組みということで、複数年ご担当いただく防災担当のような方を置いていただき、役員が変わっても支援を継続いただけるような体制を作っているケースもあるようです。その他、支援者向けと要支援者向けの質問と回答をまとめておりますので、お時間のある時にご覧になってください。

(ふるさと協議会 志水)	今、K-Netについての大体の説明があったのですが、現在、K-Netに参画している町会と参画していない町会があると思うのですが、町会長さんは把握されていますでしょうか。一時、K-Netに関しては補助金が出ていました。登録すると、2万円か3万円かの補助金が出て、今は登録すると3年間は出るけど、3年以降は出ないとかあるようですが、補助金はずっと出ているのでしょうか。
(町自治会)	行政連絡業務交付金として最初の3年間だけ、年額2万円が出ていたようです。
(ふるさと協議会 志水)	ふるさと協議会としてはK-Netについてあまり情報をもっていません。各町自治会がK-Netに登録してどういう形で動いているかというのは全く把握していません。町自治会が災害の時にどういう形で動くかということになると、K-Netの要配慮者に対してどういう形でケアするのかについても、ある程度コンセンサスをとっておく必要があるかと思います。一部では、K-Netの役割は終わったのではないかという意見もあります。元気な人が要支援者として登録されているとか、病院から指定を受けると自動的に登録されてしまうという話も聞いたことがあります。
(福祉総務課 鎌田)	そういうことはありません。あくまでも同意書を出していただくことによって入ることになりますので、基本、ご本人に出していただきます。ただし、ご本人が書けない場合に、ケアマネや民生委員が間に入るようなことはありますが、医者や病院が自分で判断して出すということはありません。
(町自治会)	資料にある避難行動要支援者の要件に該当した場合、市から同意書が送られてきますが、同意書が送られてきたことを病院が同意したように思っている人がいるのかもしれない。
(町自治会)	4ページの支援者の登録受付要件なのですが、1から10の障害要件以外に、「自ら登録を希望した人」というのがあります。実際に、どう見ても元気な方が登録している場合があるのですが、自ら希望する場合に、審査する基準というのはあるのでしょうか。
(福祉総務課 鎌田)	自らの希望による登録の場合、ご本人が希望されれば、私たちは受けます。
(町自治会)	元気な方でも、希望すれば登録できるという点については課題があるように思います。
(ふるさと協議会 志水)	K-Netに登録していれば、何かあったときには助けてくれるので、災害が起きても大丈夫というように思って登録している方が多いのかもしれない。
(町自治会)	同意いただいた方の情報は我々に来ますが、同意していない方の情報はありませんので、災害時に誰もケアできなくなってしまうのですが、その点はどうするのでしょうか。
(福祉総務課 鎌田)	確かに町自治会への情報提供は同意を受けた方のみに限定されていますが、私たちは不同意の方たちについての情報は把握しています。その情報は、私たちのほかに近隣センターに情報提供をしています。ただし、近隣センターも情報は開示していませんので、封筒に入れて中身が見えない状態で保管しており、基本的には同意がないと情報提供はできませんが、市の災害対策本部で命に係わる状況にある災害だと判断した場合には、各地区災害対策本部にある名簿を確認して安否確認に使用することになっています。
(町自治会)	ということは、災害時には地区災害対策本部から町自治会に連絡があるということでしょうか。
(近隣センター 高田)	地区災害対策本部に市の災害対策本部から要請があった場合は、地区災害対策本部から町会に対して、「〇〇さんの安否の確認はできていますか」という形で尋ねるように指導を受けております。
(町自治会)	そういうことですか。初めてお聞きしました。大切なことですから、各町自治会でそのような対応をする場合があることを教えておいていただきたいと思います。不同意者はどのくらいの人数がおられるのでしょうか。
(福祉総務課 鎌田)	だいたい的人数になりますが、同意している方と同意されていない方は同数程度になると思われます。まずは、市の公助では対応できないところについて、町自治会の共助でお願いしたいということがありますが、それだけ多い不同意者の方の安否確認を行うのは大変な作業になりますので、保健福祉部の中でも、そういう状況になったときには、何人かずつでも人を出すような形の体制を考えているのですが、災害時の状況によって動ける人数というのは変わってくると思います。
(町自治会)	事実関係はよくわかりました。
(近隣センター 高田)	これは名簿に載っている方についても言えることなのですが、発災時には、町自治会の方もまずは自分の安全を確保することが第一になりますので、要支援者の方の安否確認は遅くなるのが当然かと思います。時間が経って要支援者の方が不安になることで、地区災害対策本部に「まだ支援者が来ない」というような連絡があると取捨がつかなくなってしまうのですが、支援を希望している方には、確認が遅くなるということはご理解いただいているのでしょうか。
(福祉総務課 鎌田)	今回の資料の一番最後のページに「K-Netに登録をしても必ず助けに来れるとは限りません。」と書いていますが、これは、要支援の方に最初にお手紙を差し上げる時や同意書を窓口にお持ちいただいた時に、かならず説明をしている事柄です。
(町自治会)	同意していない方の安否確認も行うような大規模災害に該当するかどうかという判断はどのようにするのでしょうか。
(福祉総務課 鎌田)	どのような災害が不同意者であっても安否確認を行うような大規模災害にあたるのかについては、被害状況等の情報が集まってきた後に市の災害対策本部が総合的に判断して決定をしていくものですので、震度などの数値で一義的に判断できないと思います。

- (町自治会) 私どもでもK-Netを預かっていますが、昨年、個人情報保護法の罰則が重くなったこともあり、理事長と副理事長の2名しか開けられないようになっていました。民生委員の方もおられますが、二人だけしか情報を扱えないという体制では、実際の災害時に役立てるのかどうかを不安に思っています。個人情報保護法を前提とした情報の扱い方の事例などについても教えていただきたいと思います。
- (町自治会) 加賀町会では、我々が柏市から委託されてやっている以上、災害時に個人情報保護法に抵触するようなことが発生しても最終的な責任は柏市が負うだろうと想定しており、それが前提でないとこの話は進まないと考えています。私どもでは、全体の情報の扱いは会長と副会長にとどめたいので、災害時に一対一で対応するという設定では対応すべき個人がどうなるかわからないので、15～20世帯で構成する班単位で、近所に住む対応可能な方が要支援者を見守るようにしています。つまり、町会全体の情報は会長と副会長が把握していますが、各班でも班内の要支援者の情報は把握するようにしており、他の班の方にはわからないという形で対応しています。
- 
- (町自治会) 個人情報保護法も厳密に考えると大きな課題なのですが、本人の同意を得て情報を預かっているわけですから、悪意に使用しない限り、ある程度開示しないことには災害時には役立ちません。
- (町自治会) 確かにそうかもしれませんが、市として法解釈をどのように考えているのかを出していただければ、ありがたい。
- (町自治会) 要支援者の情報を回覧する際には、要支援者本人から回覧することについての同意をとるようにしています。
- (町自治会) 同意をとる場合に問題が残らないようにするには、情報開示の範囲を明確にした上での同意にする必要があると思います。もう一点は、名簿は毎年7月に更新されますが、更新時には近隣センターに古い名簿持ってきて新たな名簿に交換して持ち帰ることになっています。名簿という重要な個人情報を移動時に紛失する恐れもありますので、郵送していただいて、古いものは返信用封筒で返すというような形をとったほうが良いと思います。
- (福祉総務課 鎌田) **まず一点目の個人情報開示の範囲について確認をとっているのかという点ですが、同意書には「私が届け出た次の個人情報を、私を支援して下さる地域の方々に提供することに同意します、同意しません」という書き方をします。そこは、地域の方々にという形なので町会長だけとか、役員だけとかいう限定をしているものではありません。**今回お配りした資料の16ページにある質問と回答でも、「支援体制を構築するにあたって、支援者などの関係者へは知らせていただき、情報共有をしてください」とあります。さきほど、発言があったように、担当する班などが決まっているような場合には、最低限の情報を共有していただくことは問題ないと考えています。次に、郵送の利用についてですが、今回扱っているのは個人情報ということですので、確実に相手にお渡ししたいということがございます。そのために、前の名簿と交換という手段をとっておりまして、基本的には7月の終わりから8月の頭にかけて増尾近隣センターで名簿を交換する時期としています。郵送だと、どこかに誤配してしまうという危険もあつたりしますので、確実な手段として対面で交換するというようにしています。もしも増尾近隣センターでお渡しする際にご都合が悪い場合は、福祉総務課にご連絡いただければ、ご都合の良いときに対応させていただくことにしています。通常、8月10日頃に地区を回るのが終わるのですが、それまでにご都合が合わない場合は、市役所の福祉総務課に来ていただければ、随時交換をさせていただいております。
- (ふるさと協議会 志水) K-Netについては、基本的に対応していない町自治会も多くあります。そういうところをどうするのかということが大きな問題かと思えます。
- (町自治会) 増尾日立自治会ですが、うちの自治会の総世帯数は55～56程度なのですが、一番最初はK-Netに登録したのですが、登録しても、高齢化で支援できる方がだんだんなくなってしまうということもあり、支援する人を決めないで、町会全体で支援の必要な方を見守るということにしています。安否確認については、黄色い布を玄関の道路から見えるところに出してもらうようにしており、出ているか出ていないかで安否確認とすることにしています。世帯数が少ないと具合の悪い方がいる世帯はわかりますので、何かあったときには確認に行くように訓練をしています。
- (町自治会) 新柏二丁目第二自治会では、K-Netの名簿を利用するのではなく、支援して欲しい方には別途自治会に申し出いただく方法をとっており、その申し出に基づいて班単位で見守るようにしています。結果として、K-Netへの登録者は全員、申出者の中に含まれていたのですが、K-Netを利用すると厳格な名簿の保存方法を要求されますので、班長さんには、あえてK-Netの名簿に基づいた登録者をお知らせするという方法はとっていません。
- (ふるさと協議会 志水) 支援が必要な人に対してはK-Netの登録には頼らないで、町自治会独自の方法の一環として支援が必要な人に対応するようにしているということかと思いますが、それが一番理想的かもしれませんね。へたにK-Netだけに頼ってしまうと、全体の支援体制がばやけてしまうようなこともあるのかもしれません。
- (近隣センター 高田) それが理想かもしれませんが、地区災害対策本部の役割として、K-Netに登録している方について安否確認を得た人数を報告することになっています。K-Netに関係なく独自の方法で対応してしまいますと、正確な人数は把握できないことになってしまいますが、それで大丈夫でしょうか。

- (福祉総務課 鎌田) いまのお話は、K-Netの登録者に支援者をつけますかということかと思うのですが、安否確認の情報としては、名簿を基に地区災害対策本部に報告いただき、個々の登録者の安全確認がとれたかどうかを確認するようになっていますが、その確認いただいた情報のうち、保健福祉部にご報告いただく書式は人数だけになっています。
- (近隣センター 高田) 町会から情報をいただく時には、具体的に安否確認が取れた方のお名前を確認してK-Netの名簿でチェックするようにしているのですが、そのためには、町会が報告する際に、その方がK-Netに登録されているかどうかを把握した上で報告してもらうことが必要にならないでしょうか。
- (町自治会) 各町会に名簿を配るときに、報告の内容と方法について説明いただいていますでしょうか。
- (福祉総務課 鎌田) 今回の資料にもあるのですが、安否確認をして、その結果を地区災害対策本部に報告をしていただくのは72時間以内という流れになるのですが、それ以降になると安否不明者の確認という話になってきますので、その際にどなたが最終的に確認がとれていないのかわからないと、安否不明者の検索などを進められなくなりますので、報告をいただく際には、名簿に基づいて具体的な確認の有無についての情報をいただきたいと思っています。
- (町自治会) とすると、名前が分かればいいということですか。
- (福祉総務課 鎌田) 名簿の中の何番と何番の方というように、個人が特定できれば結構です。
- (町自治会) 先ほどから、K-Netに登録されている方の安否確認だけが話題になっていますが、安否確認できない人がいる場合、その方がK-Netに登録されているかどうかに関係なく助け合うのが重要かと思うのですが、いかがでしょうか。
- (町自治会) 確かに、災害弱者を助けましょうという場合、K-Netに登録されている者だけが対象でいいのかというご意見はよくわかるのですが、市が用意している支援システムとしてK-Netというものがあるわけですから、まずはその登録者を確認することから実施していくのが基本ではないでしょうか。
- (町自治会) 先ほど、元気な人もK-Netに登録しているという話があったと思いますが、支援しなければいけない方の名簿も、K-Netに登録している方の名簿も、どちらも個人情報満載で取り扱いが難しいものですし、二つの名簿を管理するのも大変ですので、支援して欲しいという方には、「どんどんK-Netに登録してください」と勧めることにしているのですが、それは間違っていないですよね。
- (町自治会) 私の所では、年1回、全世帯の世帯調査を行ってまして、それには、独居の方と80歳以上だけの世帯を性別によって区分しており、年2回の防災訓練の際に、全世帯の安否確認をします。世帯の情報は会長と自主防災会の本部長、そして民生委員が持っています。安否確認の報告が来たら、全体の中でK-Netのリストに基づいて登録者の安否確認をそこで行っています。独居や80歳以上だけの世帯で安否確認ができなかった場合には優先的に支援しようという体制だけは構築しています。
- (町自治会)  一番最初にK-Netが立ち上がったときには、要支援者と支援者の組み合わせを試みたのですが、自主防災会の役員と支援する人間が同じ場合に、災害が起こったときに支援に行くのか自主防災会の活動を行うのかということになり、1対1の組み合わせという理想は実現できそうもないということで、K-Netの新規登録者にキットを届ける際には、自主防災会の本部長と民生委員と一緒に訪問しながら、「当自治会の体制として、支援のマッチングはできません。その代わりに、あなたの情報はご近所の方に知らせることで、ご近所同士で助け合うということにせざるを得ませんので、ご了承いただけますか」という確認を得るようにしています。
- (町自治会) わたしどもでは、400世帯を超えますので、そういうことを行うのは難しいかもしれません。
- (町自治会) うちの、570世帯ありますが、登録していない独居の方や80歳以上だけの世帯の方にそういう確認はできませんが、K-Net登録者に対しては実際にやっています。基本的には身の安全は向こう三軒両隣で助け合うしかないよということで、私が強く言っていることは「普段からご近所と仲良くしてください。あなたも可愛がられる老人になってください。嫌われる老人になったら、助けてくれませんよ。あなたが元気なうちは、助けてほしい人に少しでも声をかけるようにしておけば、それがあなたに戻ってきますよ」ということでやるしかないと思っています。
- (町自治会) そういう方が、理事長とかにいつもいればいいのですが、1年ごとに交代となると、なかなかそうはいかない。
- (近隣センター 高田) 先ほどの質問に関連するのですが、住民の方は町自治会からの支援が遅くなるというのは了解しているかもしれませんが、地区災害対策本部に、すぐに来て欲しいとか、安否確認してほしいとか、避難したいけどどなたか一緒に行って欲しいというような要請があった場合、市の災害対策本部に伝えればいいのか、それともその町自治会の方にこちらから連絡をするのか、どちらになりますか。
- (町自治会) この話は結構重要です。まず、安否確認をしたときに、本人が怪我をしているあるいは避難したいと言っているようなときに、自治会で対応できるかどうかなんです。その時に相談する先は地区災害対策本部になってますが、相談してそれから決めるという体制で良いのかということですよ。
- (町自治会) 昨年11月に実施した訓練のときに、消防署の方は「素人の方は搬出ししないでください。通報が一番です」とおっしゃってました。

(福祉総務課 鎌田)	消防署に電話して話をさせていただくのですが、災害時には、消防署は忙しいですから、対応は難しいかもしれません。
(町自治会)	二次災害を防ぐためにも下手に動くなどというのは消防署の考え方かと思うのですが、
(町自治会)	ルートとしては地区災害対策本部がある近隣センターに相談して、そこから柏市災害対策本部に情報を上げるということしかないでしょう。
(福祉総務課 鎌田)	確かにそのルートしかなくて、地区災害対策本部にあげられた情報は柏市災害対策本部に流れるようになりますが、柏市災害対策本部には消防の方もおられますので、情報共有はできます。たとえ私たちが行ったとしても怪我人の搬出はできないと思います。
(近隣センター 高田)	では、K-Netの名簿に掲載されている方からの連絡であっても、市の災害対策本部に連絡するという方法でよろしいですね。
(福祉総務課 鎌田)	K-Netはあくまでも安否確認のためのツールですので、個別に大変な状況にある方の情報が上がってきたときには、柏市災害対策本部に上げていただいてもいいかと思います。
(近隣センター 高田)	K-Netの中に、避難支援という項目があったように思うのですが、支援していただく予定の方がまだこないという連絡についてはどうすべきでしょうか。
(福祉総務課 鎌田)	K-Netの制度では避難支援の約束はできませんので、気持ちとしては助けてあげたいということはあるのですが、支援には限界があります。例えば、傾いた家の中に一人で取り残されて救助してもらいたいという時に、ご近所の人は助けてあげたいと思うのは当たり前だと思いますが、救助していただく方の安全確保が第一ですので、そういう場合は消防署に連絡を入れてくださいという話はさせていただきます。
(町自治会)	災害時には、地区災害対策本部に支援の要請があったとしても、本部の方が支援に動くことは難しくなるでしょうから、どうしようかと悩むような場合は、時間的に遅くなったとしても、近所の町自治会などに連絡してみれば良いのではないのでしょうか。
(近隣センター 高田)	町自治会と柏市災害対策本部にK-Netの登録者からの要請を連絡すればよいということですね。市が動く前に町自治会の方が支援に動くかもしれませんが、それは報告がないとわかりませんので、柏市災害対策本部にも連絡するというところでよろしいですね。
(福祉総務課 鎌田)	町自治会の協力も得られるようであれば、市の災害対策本部に連絡するだけでなく、町自治会にも相談しても良いかもしれません、
(町自治会)	実際に動けるか動けないかは町自治会によると思いますが、誰かが助けに行くまでは待ってもらえないわけですから、まずは相談するだけは相談してみればいいと思います。連絡をいただいた方には、災害対策本部や自衛隊に情報を流したことを伝え、「家の中で一人で我慢していないで、ご近所にも助けを求めてみてください」というしかないと思います。
(近隣センター 高田)	では、柏市災害対策本部に連絡すると共に、町自治会にも「救助を要請しているこういう方がいます」という情報を伝えるということにさせていただきます。
(町自治会)	救助が必要な場合は消防署に連絡するのが第一なのですが、電話がつかないでしょうから、そういう時は地区災害対策本部に連絡するという構わないですね。
(ふるさと協議会 志水)	次に、二次避難所として増尾地域内の福祉避難所につれてきてくださいというのがあるのですが、増尾地域内で福祉避難所というのはどこが該当するのでしょうか。
(福祉総務課 鎌田)	今現在、福祉避難所を開設していただく可能性がある事業所とは協定を結んでいるのですが、どの場所が福祉避難所になるのかについては、公開しておりません。
(ふるさと協議会 志水)	まずは、指定避難所に行くと思うのですが、その後、二次避難所に連れて行くというのは誰が判断して誰が実行するのですか。
(福祉総務課 鎌田)	その判断については、 まず、一次避難所での生活が難しいという方がいれば、避難所から本部にそういう方がいるという情報を上げてもらうこととなります。 その上で、二次避難所である福祉避難所を利用してもらうのですが、 福祉避難所についての情報は公開していませんし、実際に災害の時には、状況によってどこが開設できるのかわからないということもあります。 災害が起こったときには、私共が福祉避難所に該当する施設に連絡をして、どの程度の人数が受け入れ可能かというような情報を収集します。その上で、福祉避難所を開設するかどうかを柏市災害対策本部で決定します。それに基づいて、優先順位を決めて搬送先を決めるということになるかと思います。
(ふるさと協議会 志水)	その仕組みは良いのですが、実際には誰が連れていくことになりますか。
(福祉総務課 鎌田)	基本的には、ご家族とかでお願いすることになります。協定の中ではそれが難しい場合には、施設の方が移動のための人員を派遣する場合もありますが、 原則的にはご家族が福祉避難所に連れていくことになると思います。
(町自治会)	福祉避難所というのは、どのような場所なんですか。
(福祉総務課 鎌田)	福祉避難所として協定を結んでいるのは、老人ホームや障がい者施設とかになります。

- (ふるさと協議会 志水) K-Netに関しては災害の中で役立つ仕組みですので、その点も考慮して町自治会内での対応を考慮してください。その他の中で、町自治会内でのペット同行避難というのがあり、国のほうでも同行避難を強力にすすめています。ペット同行避難に関して、各町自治会で住民に対して告知しているようなケースはありますか。
- (町自治会) 以前、質問があったときには、「ペットは連れてきてもいいけど、屋内には入れないので、この区域に置いてね」という程度のことは言ったことがあります。
- (ふるさと協議会 志水) 3～4年前に、ペット同行避難ということで、動物愛護センターから飼い主の対応方法などの説明をやってもらったのですが、その時に、市としては対応は避難所運営委員会に任せるということになったのですが、最近では国からのペット同行避難を推進したいという意向もあって、柏南高校ではペット避難場所というのを別途屋外に作って対応できるようにしていますが、住民に対する説明も徐々に進めていってほしいと思っています。
- (町自治会) 費用は掛かるかと思いますが、ペットの避難対策はやっておく必要がありそうですね。
- (防災安全課 平川) ペットの避難についてお話があったのですが、昨今、風水害が多発しておりまして、実際にペットを連れて避難した方がペットは屋外になってしまうというのを聞いて、避難所から自宅に帰る途中で被害にあったという事例もございましたので、見直す動きがございます。まだ検討段階ではあるのですが、屋内にペットを収容できる場所を設けようということで動いています。それも全避難所というわけではなく、風水害時に避難所を開設する可能性が高い地域の近隣センターとか、土砂災害警戒区域付近の避難所とかに場所を限定してペット用のスペースを設けていくということで動いております。決まり次第、皆様に周知させていただきますが、そのようなご認識でお願いします。
- 2月中に当課職員が、ペット受入れ避難所となる全市立中学校、手賀東小学校、近隣センター（根戸、北部、柏ビレジを除く）に出向き、ペット避難スペースの選定をさせていただく予定です。スペースが決定しましたら、市のホームページで公表いたします。
- (町自治会) 安易に愛犬家や愛猫家に期待を持たせるような情報発信はやめていただきたい。家族以上にペットを大切にしている方もおられますので、避難所の受け入れ体制が整ってからでないと、大変なことになってしまうことが危惧されます。情報発信の順番は間違えないようにしてください。
- (防災安全課 平川) スペースを設けるといっても、人とペットが同室で過ごすことは動物アレルギーの方への配慮から想定していません。ペット避難における周知方法については、検討させていただきます。
- (町自治会) 避難所のほうでペットの避難に対してどのような体制を組むのかについてはよく教えてください。
- (防災安全課 平川) スペースを選定することと併せて、ペットを受け入れるにあたってはどのような体制をとるべきなのかというガイドラインも作っております。基本的には犬、猫、小動物の哺乳類に限定させていただこうと考えております。
- (町自治会) この前に講習会を開いた時に、ペットを飼っている人は必ずゲージの中に入れるようなしつけをすることを強く言われました。犬とか猫をリードにつないでいたのでは、広いスペースが必要になってしまうので、ゲージに入れて保管できるように、普段からゲージに入る訓練をするなどをしてほしいとのことでした。
- (ふるさと協議会 志水) 今回は市民活動支援課の方も来ていますので、防災に限らず、何か聞きたいことがあればどうぞ。
- (市民活動支援課 高橋) 3月1日付で、世帯数等報告書の書類を送付させていただきます。5月末までが提出期限となっておりますが、余裕を持って市民活動支援課までご提出いただきますよう、お願いいたします。
- (ふるさと協議会 志水) では、時間になりましたので終わりたいと思います。ありがとうございました。